

一般社団法人日本理科教育学会 教育課程委員会規程

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会教育課程委員会(以下「委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会における教育課程に関する研究の活性化を目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2. 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

3. 委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3. 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4. 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第6条 本委員会は、第2条の目的達成のために次の業務を行う。

1) 会員による教育課程研究の活性化につながる調査・研究

2) 会員による教育課程研究の活性化につながる企画の立案・実施

3) その他必要な業務

(計画・予算)

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第9条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附則 この改定は、2020年8月21日より施行する。